

★ねんきんダイヤル
(年金被保険者)
TEL 0570-051165
(年金を受給している方)
TEL 0570-071165



国民年金

問合せ 市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

障害基礎年金

■障害基礎年金とは

障害基礎年金とは、傷病により初めて医師・歯科医師の診断を受けたり(以下、初診日)に国民年金の被保険者等である者が、初診日より1年6月を経過した日に障害等級1級または2級に該当する場合に支給される年金。

原則、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月のまでの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上でないと支給されません。

また、平成28年4月1日前に初診日のある障害(初診日が65歳未満の場合)については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上の受給要件を満たしていなくても、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納がない場合は、障害基礎年金が支給されます。

初診日が20歳前(国民年金加入前)の場合も障害基礎年金が支給されることがあります。

■障害等級とは

障害等級1級の状態とは、他人の介助を受けなければほとんど自らの日常生活を送ることができない状態です。

身の回りのことはさうじてできるがそれ以上の活動ができないもの又は行ってはいけないもの。活動の範囲は、病院内の生活でいえば、おおむねベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば、おおむね就床室内に限られるものです。

障害等級2級の状態とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が非常に困難である状態です。

家庭内の極めて穏やかな活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動ができない又は行ってはいけないもの。活動の範囲は、病院内の生活でいえば活動の範囲がおおむね病棟内に限られ、家庭内の生活でいえば、おおむね家屋内に限られるものです。

■年金額は

障害基礎年金1級の支給額は
月額990,100円(月額82,508円)

障害基礎年金2級の支給額は
月額792,100円(月額66,008円)

【鹿児島南、川内、加治木、鹿屋社会保険事務所】

実施日	年金相談受付時間
9日(月)	●月曜日・火曜日 午前8時30分～午後7時
14日(土)	●その他平日 午前8時30分 ～午後5時15分
23日(月)	●土曜日 午前9時30分～午後4時

年金相談・7月
(社会保険事務所)

ねんきん定期便

「ねんきん定期便」とは、社会保険庁が年金制度に対する国民の理解を増進させ、その信頼を向上させるため、被保険者に対し、保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を通知するものです。

現役世代、特に若い世代の方に年金制度に対する理解を深めていただくため、平成19年4月より、35歳になる方に「ねんきん定期便」の送付を始めました。

対象となる方は平成19年4月以降に35歳に到達する人(昭和47年4月2日以降生まれの人)で、国民年金又は厚生年金保険(船員保険を含む)の被保険者期間を有する人です。ただし、次の方には送付されません。

- ① 国外に居住している人
- ② 国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する人

「ねんきん定期便」には、誕生月の前々月時点における、年金加入履歴及び国民年金保険料の納付月数、厚生年金保険の加入月数等を記載しています。送付時期は、35歳に到達する誕生月の前月末に、東京の社会保険業務センターから本人あてに送付されます。

国民年金等相談窓口を開設しています！



年金記録問題で、ご自身の記録を確認されたい方は、市役所年金係窓口でも確認できます。

もし、記録もれが見つかった場合は、統合する手続きを行います。記録の確認ができない場合やその他解決できない記録の問題など相談に応じています。

※相談に来られる際は、年金手帳、その他証拠書類(会社名などわかるもの)などをご持参ください。
※平成14年度から収納事務が国の直接事務となっておりますので、納付記録の確認に相当の時間を要することもあります。その際は、後日お知らせすることもありますので、あらかじめご了承ください。

その他詳細については市役所国民年金係窓口にお問い合わせください。

問合せ 国民年金係 TEL 72-1111 内線144

健康カレンダー



問合せ 健康センター TEL72-7176

7月10日～8月9日

日曜	行事	時間	会場
7月			
10火	乳児健診(3～4か月児)	受付13:05～13:30	健康センター
11水	3歳児健診	受付13:05～13:30	〃
12木	2歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
17火	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
18水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
19木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
	乳児健診(6～7か月児)	受付13:05～13:30	〃
20金	5歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
23月	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	〃
25水	健康クッキング教室	9:30～13:30	〃
30月	こども料理教室	10:00～13:00	〃
8月			
6月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター
7火	1歳6～7か月児健診	受付13:05～13:30	〃
8水	3歳児健診	受付13:05～13:30	〃
9木	すくすくお誕生日教室	受付9:50～11:30終了	〃

【複合健診】 受付 7:30～8:00
○7月24・25日 別府中武道館 ○26・27日 総合体育館
○31日 田布川公民館 ○8月1～3日 妙見センター

消費生活メモ

消費生活相談室 TEL72-1111 内線329

知人に貸したお金の請求方法

「知人にお金を貸したが、請求してもなかなか返してもくれない。ムカッだわ」という相談を受けることがあります。
このような場合の対応として、国民生活センターが発行する図書には、次の二つの方法が書かれています。

①口頭で繰り返し催促しても返済してくれない場合、「内容証明郵便」を利用して催促する。
②「返済」というだけでなく、「支払督促制度」を利用して、「訴訟の必要はなく、裁判所が貸した相手に支払いを命じる」と書かせる。

①の「内容証明郵便」では、裁判所が申立者(貸主)の書面を審査するだけで債務者(借主)を呼び出して事情を聞いて、証拠を調べたりはしません。ただ、支払督促に対する債務者からの異議があるときは裁判となります。

人のうごき

平成19年6月1日現在

男性 11,592人 (-33)

女性 13,537人 (+3)

合計 25,129人 (-30)

世帯 11,201世帯 (-1)

()内は前月との比較

氏名	年齢	住所
岩尾 ヒナ	97	立神本町
児玉 金石	90	宮田町
西之原 薫	88	立神本町
田中 兼義	82	別府西町
長野 国保	80	宮田町
小湊 忠洋	76	茶園
上釜 進	76	加治
家弓 マスエ	90	立石

おくやみ ご冥福をお祈りいたします。

氏名	住所
久保 心美	大塚南町
松田 響	立神北町
山内 悠希	田代
伊藤 裕明	悠希
馬込 礼翔	拓男
下伊倉 美咲	学
渡邊 心	渡邊
山内 悠希	悠希
山内 悠希	悠希
山内 悠希	悠希
山内 悠希	悠希
山内 悠希	悠希
山内 悠希	悠希

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。